破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１６１０号
さいたま市南区文蔵５丁目15番７号　コーポ南浦和201
破産者　小島　光昭
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目32番地４
破産者　藤井　律子
１　決定年月日　平成25年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７８号
福岡県直方市大字植木171番地
破産者　谷口　廣幸
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３２８号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地25　徳永アパート206号、旧住所長崎県五島市奈留町浦1554番地10
破産者　浮瀬　長則
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
鹿児島県日置市伊集院町郡1100番地３
破産者　山口　輝実
１　決定年月日　平成25年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２０８３号
札幌市西区西町北２丁目５番11号　ホワイトハイツＢ－３号
破産者　瀧口　　亨
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２９号
札幌市北区北30条西７丁目１番15号　ハイツ小池３号
破産者　松本　勝広
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１１９号
仙台市若林区六丁の目北町12番１―409号
破産者　大友　啓市
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７０６号
宮城県多賀城市新田字西２番地の３
破産者　菅野　基実
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９７号
仙台市青葉区北根１丁目19番23号　メゾン花４Ｆ
破産者　小林　悦夫
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７９８号
仙台市青葉区北根１丁目19番23号　メゾン花４Ｆ
破産者　小林由紀枝
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
山形県西村山郡朝日町大字常盤に２番地の１
破産者　加藤　　正
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５３号
群馬県邑楽郡板倉町大字岩田888番地の４
破産者　栗原　達也
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１６９号
群馬県桐生市境野町６丁目1678番地の43
破産者　松尾　昇一
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１７０号
群馬県桐生市境野町６丁目1678番地の43
破産者　松尾由美子
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６９１号
川崎市多摩区宿河原６丁目６番14号　ＵＳハイム101、前住所川崎市高津区上作延528番地14
破産者　鈴木　一惠
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９２号
川崎市川崎区台町７番８―502号　久保田ビル
破産者　堀川　康久
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９５号
川崎市麻生区白鳥１－９―13　サニーハイツ土方205、開始決定時の住所川崎市麻生区黒川571番地１　サンシャイン若葉台306
破産者　白浜忠靖こと　白　　忠靖
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
川崎市川崎区京町２丁目２番19―302号　京町コーポラス第３
破産者　横井泰一郎
１　決定年月日　平成25年４月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係